

ちとせ住まいのゼロカーボン化推進補助金（省エネ機器）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の良質な住宅ストックを形成し、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進するため、ゼロカーボン化に資する省エネ機器を既存住宅に導入しようとする者に対し、その費用の一部を補助することに関し、千歳市補助金等交付規則（昭和58年千歳市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に自らが所有し、居住する住宅（賃貸住宅は除く。）。ただし、店舗等との併用住宅にあつては、床面積の2分の1以上が自らの居住の用に供するものとする。
- (2) 既存住宅 検査済証の交付日から起算して1年を経過した住宅をいう。
- (3) 省エネ機器
 - ア 高効率機器 別表1に掲げる機器をいう。
 - イ コージェネレーションシステム 別表2に掲げる機器をいう。
- (4) 対象経費 省エネ機器の導入に係る経費（高効率機器を導入する場合は、既存機器の撤去工事等を含む。）。
- (5) 市内事業者 本市において、本社又は支社、支店、営業所等の事務所を有する法人、又は個人事業主。
- (6) 検査済証 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証。

（補助対象住宅）

第3条 補助対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第6条に規定する期間に市内事業者と工事請負契約により、省エネ機器（中古品は除く。）を導入する既存住宅であること。ただし、併用住宅にあつては、自らの居住の用に供する部分に導入されるものであること。
- (2) 第8条第1項の交付決定後に、省エネ機器を導入する既存住宅であること。
- (3) 高効率機器を導入する場合、高効率機器ではないものから高効率機器に更新するものであること。また、コージェネレーションシステムを導入する場合、現にコージェネレーションシステムが設置されていないこと。
- (4) 経済産業省及び環境省で実施しているZEH支援事業におけるZEH+を対象とした補助事業、次世代ZEH+（注文・建売・TP0）実証事業及び次世代HEMS実証事業による補助金が交付されていない住宅であること（予定を含む。）。
- (5) 過去に、第2条第3号ア若しくはイに該当する省エネ機器を、この要綱に基

づく補助金の交付を受けて導入したことがある場合、同じ省エネ機器への補助金の交付を受けないこと。

(6) 建築基準法その他関係法令に明らかな法令違反がないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第10条第1項に規定する完了報告までに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき千歳市の住民基本台帳に記録される者、かつ、不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づき登記簿に建物の所有者として記録される者。

(2) 市税を滞納していない者（補助対象住宅に居住する予定の者を含む。）。

(3) 既存住宅の性能向上リフォームの促進を図ることを目的に、補助対象住宅の写真及び工事内容を広報等に必要な範囲で利用することを許諾できる者。

(4) 千歳市暴力団排除条例（平成26年3月6日条例第1号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員及び同条例第2条第1項第4号に規定する暴力団関係事業者には該当しない者。

2 前項の規定にかかわらず、虚偽の申請その他補助金の手続きにおいて不正を行った者は補助対象者から除く。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の額は、対象経費に10分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。ただし、第2条第3号ア及びイに該当する省エネ機器を同時に導入する場合は、20万円を限度とする。

2 前項の規定により得た金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金申請の受付期間)

第6条 申請年度の4月1日から当該年度の1月末日までとする。ただし、市長は、受付期間内であっても予算の上限に達した場合は受付を締め切ることができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を前条に規定する期間内に市長に提出しなければならない。

(1) ちとせ住まいのゼロカーボン化推進補助金（省エネ機器）交付申請書（第1号様式）

(2) 委任状（手続きを市内事業者に手続きを委任する場合のみ。）

(3) 申請に係る住宅の位置図

(4) 導入する省エネ機器の設置場所が分かる平面図

(5) 導入する省エネ機器を設置する場所の全景及び既存の機器の品番が確認できる接写の写真（参考様式1）

(6) 対象経費の内訳が記載された工事請負契約書の写し。（工事請負契約前の場合は、有効期限内の見積書の写しでも可。）

(7) 導入する機器が省エネ機器であることが確認できるカタログ等

(8) 省エネ機器を導入する補助対象住宅の検査済証の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請の内容を審査し、補助金の交付決定をしたときは、ちとせ住まいのゼロカーボン化推進補助金（省エネ機器）交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をするときは、当該補助金の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(計画の変更及び中止)

第9条 申請者は、前条第1項の交付決定を受けた申請内容に次の各号のいずれかに該当する変更をするときは、ちとせ住まいのゼロカーボン化推進補助金（省エネ機器）交付変更等申請書（第3号様式）に関係書類を添えて速やかに市長へ提出しなければならない。

(1) 第7条第1項各号に掲げる内容

(2) 交付決定を受けた事業の中止

2 市長は、前項の申請の内容を審査し、ちとせ住まいのゼロカーボン化推進補助金（省エネ機器）交付変更等承認（不承認）通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 申請者は、交付決定を受けた事業が完了したときは、速やかに市長に完了報告をしなければならない。なお、完了報告の期限は、交付決定を受けた日に属する年度の2月15日までとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、これを延期することができる。

2 申請者は、前項の規定により完了報告をするときは、ちとせ住まいのゼロカーボン化推進補助金（省エネ機器）完了報告書兼請求書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 対象経費の内訳が記載された工事請負契約書の写し（交付申請時に未提出の場合。）

(2) 対象経費の支払いが確認できる領収書の写し

(3) 申請者の住民票（発効後3ヶ月以内）

(4) 申請者が建物の所有者として登記されている登記事項証明書（発効後3ヶ月以内）

(5) 省エネ機器の設置後の写真（参考様式2）

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条第2項の提出があったときは、速やかに完了報告の内容の審査を行い、申請内容と相違がないと認めるときは、ちとせ住まいのゼロカーボン化推進補助金（省エネ機器）交付確定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をした場合、申請者に補助金を交付するものとする。

(現地調査)

第12条 市長は、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申請者は、この現地調査等に協力しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 第11条第2項の補助金の交付を受けた者は、補助対象住宅に導入した省エネ機器を取得した日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める、高効率機器の耐用年数である6年間、コージェネレーションシステムの耐用年数である15年間は、売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け又は担保に供してはならない。（以下、「処分」という。）

2 前項に規定されている期間内に、本要綱に基づく補助金を受け設置した省エネ機器を処分しようとするときは、ちとせ住まいのゼロカーボン化推進補助金（省エネ機器）財産処分承認申請書（第7号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに内容の審査を行い、ちとせ住まいのゼロカーボン化推進補助金（省エネ機器）財産処分承認（不承認）通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により承認を受けて補助対象住宅に導入した省エネ機器を処分しようとする者に対し、取得した日から処分した日までの日数（以下、「使用期間」という。）に応じた補助金を返還させることができる。返還させる額については、次のとおり算定するものとする。

返還額＝補助金額×（1－使用期間*÷（耐用年数×365））

※1年は365日とし、1年未満は実日数とする。

2 市長は、補助金の交付後に補助金に係る不正を認知したとき又は補助金の返還が必要であると認めたときは、その補助金の交付決定を取り消し、補助金を返還させることができる。

3 市長は、前2項の規定により既に交付されている補助金の返還を求めるときは、ちとせ住まいのゼロカーボン化推進補助金（省エネ機器）返還命令通知書（第9号様式）により、申請者に当該補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

高効率機器	電気ヒートポンプ	JIS C9220 : 2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 2.7 以上であるもの。
	ヒートポンプ式温水暖房	大気や地中等の熱を利用して温水暖房を行うもの。
	潜熱回収型ガス給湯暖房機	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上であるもの。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であるもの。
	潜熱回収型石油給湯器	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であるもの。石油給湯器の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であるもの。石油給湯器の貯湯式にあつては、74.6%以上であるもの。
	石油潜熱回収型温水暖房機	JIS S3021 : 2020に基づく暖房効率が91%以上であるもの。
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率 (JGKASA705) が 102%以上であること。

別表 2

コージェネレーションシステム	燃料電池発電ユニット	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可)
	ガスエンジン給湯器	ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準 (JIS B 8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 (LHV 基準) で 80%以上であること。